

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町 1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

職場、地域で20春闘を共に闘おう！

8時間労働で生活できる賃金を！
安心して生活できる社会環境の確立を！
20春闘を共に闘おう！

新型コロナウイルス感染が広がる中、20春闘が始まりました。春闘どころではないと言うような社会的雰囲気の中で、今まさに、労働者の生活を守る取り組み、春闘が求められています。全国一般全国協は、1月26日、東京で各県代表者会議を開催し、20春闘の方針を確定してきました。神奈川では、1月春闘学習会で社会情勢と、基本方針の確認、2月組織内学習会で要求作りの学習会をおこなってきました。メインスローガンは「8時間労働で生活できる賃金の獲得を！」。賃上げは「月1万八千円、7%以上。時給100円のアップ！」をベースに、私たちは20春

闘に取り組みます。神奈川の課題としては、今春闘もすべての職場で20春闘を取り組むことを掲げました。昨年22の支部・職場で春闘を取り組んできましたが、まだまだ取り組んでいない職場が多数存在しています。職場に根ざした要求を創り、使用者との団体交渉を継続的にこなうことで、職場に組合を根付かせること。職場の労働条件は、組合と使用者との協議で決定すること。こうしたことを職場で当たり前にしていくことが、春闘の取り組みであり、私たちの権利を守る取り組みです。すべての職場で20春闘を取り組みましょう。

また、賃上げと同時に、労働条件にかかわる重点的な要求を、感染症による罹患、また同居者が罹患した場合の処遇、公共交通機関がストップした場合の処遇、休職期間の延長の3点を確認してきました。いずれも昨年来、職場で課題となった案件です。これまでの会議の中で、各支部・各職場、様々な対応であることが明らかになっています。計画運休により、公共交通機関が停止したり、あるいは感染症に罹患して出勤できない場合、有給の消化を強制されたり、欠勤扱いとされたりしています。労働運動の蓄積のある職場と、ない職場では大きく異なり、ノーワークノーペイを主張する企業も増

えています。また、病気で休職した場合、休職期間の長さにより、職場復帰が叶わないケースが目立っています。休職期間の長さ、職場復帰の可能性を高めていきます。今春闘でしっかり使用者と交渉し確認していきましょう。あらゆる状況の中にあっても、私たち自身が私たち自身で生活を守り、労働条件を向上させていく他ありません。職場をベースに、地域で、全国の仲間と連帯して20春闘を取り組みましょう。8時間労働で生活できる賃金を！安心して働き、安心して生活できる社会環境の確立を！20春闘を共に闘おう！

(委員長 沢口)

スケジュール

- 3月11日 11時 地裁8階
しらゆり歯科解雇撤回裁判弁論準備
- 3月11日 19時 事務所
神奈川合同支部会議
- 3月12日 17時30分 上大岡
筈川商会団体交渉
- 3月12日 19時 事務所
県共闘幹事会
- 3月13日
神奈川春闘1日行動
横浜市交渉 13時 松村ビル503
労働局交渉 15時30分 万国橋
- 3月15日 10時 事務所
機関紙発送作業
- 3月15日 14時 寿公園
寿労働相談
- 3月15日 16時30分 事務所
郵政会議
- 3月16日 18時30分 事務所
匡済会議
- 3月18日 事務所
神奈川労働相談センター会議・勉強会
- 3月19日 10時30分
中央本部書記局会議
- 3月19日 11時
横浜交通開発団体交渉
- 3月19日 16時 藤沢
東横イン会議
- 3月22日 14時 事務所
第6回支部代表者会議
- 3月24日 19時 事務所
第6回担当者会議
- 3月25日 19時 事務所
県共闘事務局会議
- 3月26日 17時30分 横浜西口
JAL横浜西口情宣行動

「自然退職処理」なる二度目の解雇

川崎市や横浜市に調剤薬局二子屋を展開する丈夫屋は、組合に2月7日付「通知書」を郵送し、「A組合員を、2020年1月31日付けにて自然退職として処理させていただきます。・・・と、解雇の事後通告を行った。

丈夫屋は、過去の解雇・懲戒解雇では、地位確認等裁判を請求認諾で解雇撤回。解雇時の賞与不支給に關しても労働審判・本訴いずれも会社敗訴。昨年末の労働委員会結審時には、最後陳述書の放棄で、不当労働救済の放免。そんな状況下での「自然退職処理」名目の解雇です。

請求認諾後で職場復帰をさせた上で、パワハラ・職場全体での嫌がらせで出勤できなくさせ、以降不誠実団交と団交拒否。新たな解雇の提起に關しては、昨年7月18日開催の労働委員会第7回調査において、労組からの抗議に反論もできず、「留保」としたものです。

丈夫屋渡辺陸子会長以下の一族経営陣に対し、組合は不当解雇撤回を全力で闘う決意です。今後の闘いに注目とご支援を願います。(藤井)

県共闘 JAL 争議団との交流会を行う！



2月20日、平沼レストハウスで、神奈川の担当している平井さん、白井さんをはじめ7名の争議団の参加を得てJAL争議団との交流会が県共闘主催で開催された。会話がくわいの宮沢さんの司会ではじまり、最初に発言した乗員組合の斎藤さんは、自衛隊で頑張るJALに就職まさか自分が整理解雇の対象になるとは思わなかったと発言、また客乗争議団のメンバーからは、就職して働くなかで、OCUの赤いバッチを付けた先輩たちは、安全について

怖いぐらい厳しかったが信頼できた。それでOCUに入ったという報告があった。さらに、母子家庭だったけど解雇は許せないと思いいままで闘ってきたというメンバーをはじめ、争議団それぞれの思いが語られた。

参加した県共闘の10名は、JAL争議団の話聞き、オリ・パラ前の争議解決に向け支援強化の気持ちを新たにしたい。会はその後事務所でのワンコイン交流に移りしめられた。

(采山)

20春闘 組織内学習会の取組み

20春闘に向けて、2月23日の支部代終了後に春闘学習会を開催しました。

今年度は郵政(日本郵便)の春闘取組みをテーマに、南関東支社、小田原東局、都筑局それぞれに提出済みの春闘要求書を、藤井さん、瀧山さん、清水さんの報告により共有し、今春闘での獲得目標を確認しました。今回は郵政における個別要求項目を、いわばケースワーク的に確認する学習形式となったため、ややもすると、要求書の文言に対する質疑など、個別職場課題に偏る傾向がありました。他の事業体における具体的な職場課題を共有する機会として意義あるものでした。

続いて、沢口委員長から、春闘とは、労働条件、職場環境の改善を求めて、会社・法人との話し合いによって実現していく取り組みであるとの説明が行われ、全国一般神奈川の20春闘における重点要求項目を以下の通り確認しました。

①公共交通機関が停止した場合、遅刻扱いや一方的な就業時間の変更、年休の時季指定などの運用は認めず、特別休暇などにより有給補償を行うこと、②コロナウイルスなど感染症による休業は年休とは別に有給で賃金を保障すること、③休職期間の期間延長、各職場の実態に合わせて、使用者側に要求書を提出し、20春闘をすべての職場で取り組みましょう！ (小畑)

3/1 早春お花見会 in 下曽我 開催



3月1日(日)に毎年恒例の組合のお花見を下曽我で開催しました。

今年度は気温がとて暖かく、梅の花は殆ど散ってしまっていました。当日の気温は暖かく、梅の花以外はお花見日和でした。天気にも恵まれ、最終日曜日だったこともあり、そこそこの花見客で賑わっていました。唯一、下曽我が賑わう時期でもあります。

生活クラブの木さんも手作りのから揚げやいなり寿司も持ってきてくださり、集まっていたものの皆さんでお酒を片手に語り合いながら親睦を深めました。そして楽しい時間はあっという間に過ぎていきました。

気が早いですが、また来年もお花見を開催いたしますので皆さん、ぜひご参加ください。(瀧山)